

半期報告書

(第17期中) 自 平成17年4月1日
至 平成17年9月30日

株式会社ぐるなび

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

(941744)

目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	2
3. 関係会社の状況	2
4. 従業員の状況	2
第2 事業の状況	3
1. 業績等の概要	3
2. 生産、受注及び販売の状況	5
3. 対処すべき課題	5
4. 経営上の重要な契約等	5
5. 研究開発活動	5
第3 設備の状況	6
1. 主要な設備の状況	6
2. 設備の新設、除却等の計画	6
第4 提出会社の状況	7
1. 株式等の状況	7
(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) 発行済株式総数、資本金等の状況	12
(4) 大株主の状況	12
(5) 議決権の状況	13
2. 株価の推移	13
3. 役員の状況	14
第5 経理の状況	15
中間財務諸表等	16
(1) 中間財務諸表	16
(2) その他	30
第6 提出会社の参考情報	31
第二部 提出会社の保証会社等の情報	32
[中間監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成17年12月20日
【中間会計期間】	第17期中（自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日）
【会社名】	株式会社ぐるなび
【英訳名】	GOURMET NAVIGATOR INCORPORATED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 久保 征一郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
【電話番号】	(03) 3215-8818 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部IR室長 中園 利宏
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
【電話番号】	(03) 3215-8818 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部IR室長 中園 利宏
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第16期中	第17期中	第15期	第16期
会計期間	自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成15年 4月1日 至平成16年 3月31日	自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日
売上高 (千円)	2,354,779	3,759,414	3,531,537	5,597,837
経常利益 (千円)	266,347	364,180	471,020	890,003
中間(当期)純利益 (千円)	139,606	187,989	298,663	497,462
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—
資本金 (千円)	648,000	2,309,650	648,000	648,000
発行済株式総数 (株)	46,160	257,615	5,770	46,160
純資産額 (千円)	1,285,500	5,908,246	1,145,894	1,643,357
総資産額 (千円)	1,947,902	6,863,875	1,874,420	2,735,256
1株当たり純資産額 (円)	27,848.80	22,934.40	198,595.24	35,601.32
1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	3,024.39	743.20	51,761.42	10,776.92
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	—	732.41	—	—
1株当たり中間(年間)配当額 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	66.0	86.1	61.1	60.1
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	78,065	△111,796	469,514	591,788
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△296,471	△609,174	△115,105	△484,871
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	4,061,235	—	—
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高 (千円)	387,488	4,053,076	605,894	712,812
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	302 (65)	470 (55)	227 (65)	347 (66)

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、第15期及び第16期は新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていないため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

4. 当社は関連会社がなく持分法を適用しておりませんので、持分法を適用した場合の投資利益の推移については記載しておりません。

5. 当社は、平成16年9月22日付で株式1株を8株に株式分割を行っております。また、平成17年8月19日付で1株を5株に株式分割を行っております。

6. 第16期中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間会計期間において重要な関係会社の異動はありません。

なお、その他の関係会社である㈱エヌケービーは交通広告事業を主な事業としておりましたが、平成17年9月30日付で会社分割により同社の広告事業等を新設会社（㈱エヌケービー）に継承させ、同社は商号を㈱NKBホールディングスと変更して持株会社へ移行いたしました。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成17年9月30日現在

従業員数（名）	470 [55]
---------	----------

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、契約社員及び嘱託269名を含んでおります。また、臨時従業員数は（ ）内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2. 従業員数が前事業年度末に比べ123名増加しておりますが、この増加の大部分は事業拡大に伴う営業人員の増加であります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間のわが国経済は、企業部門においては企業収益の改善及び設備投資の増加がみられ、家計部門においては個人消費が緩やかに増加するなど、全体として景気の回復が継続いたしました。

当社サービスの対象である外食業界については、全店ベースの売上高は4月～9月の6ヶ月連続で前年同期比増加となったものの、既存店の売上高は6ヶ月連続で前年同期比減少と依然として厳しい状況でありました。このような環境のもと当社は、基盤事業の拡大および関連事業の推進、ならびに当社サイトの価値を高めるための活動について以下のとおり取り組んでまいりました。

①基盤事業の拡大

基盤事業については、販促パックサービスを利用する販促正会員数の増加を最重要課題として注力するとともに、全国での新規加盟店獲得、ファミレス・ファーストフード店およびデリバリー店の加盟促進に取り組ましました。具体的には、千葉、埼玉、京都、神戸の各営業所を開設し大都市近郊の営業体制を強化したこと、ぐるなび大学および戦略共有会議（GONミーティング）を全国各地で開催したこと、ファミレス・ファーストフード店およびデリバリー店を対象として無料キャンペーンを実施したこと等が挙げられます。また、販促正会員のお試しキャンペーンを実施して将来加盟店となる見込みの飲食店発掘に努めました。

これらの取り組みにより、平成17年9月30日現在で総加盟店舗数は33,447店（平成17年3月末比2,733店増加）、うち販促正会員数は6,020店（平成17年3月末比1,711店増加）となりました。

さらに、販促正会員の当社サービスに対する満足度を一層向上させて販促正会員数の増加と1加盟店当たり収益の拡大を図るために、下半期に向けて、販促正会員向け巡回サービス事業を行う子会社(株)ぐるなびプロモーションコミュニティの設立準備、ならびに、IT環境未整備の飲食店に対するパソコンおよびインターネット接続を行う事業の準備に着手いたしました。

②関連事業の推進

関連事業については、宿泊予約・旅情報サイト「インターネット版 旅の手帖（たびてネット）」を「ぐるなびトラベル（インターネット版 旅の手帖）」に名称変更し、ぐるなびとの連携を強化して食に特化したオリジナルな宿泊予約・旅情報サイトを展開することにいたしました。また下半期に予定している食市場（B2C）事業の本格展開、ウェディング事業への参入、中国（上海）におけるぐるなび事業の開始、のそれぞれについて準備を開始いたしました。

③当社サイトの価値を高めるための活動

当社サイトの価値を高める活動としましては、料理コンテスト「ぐるなびシェフ BEST OF MENU 2005」の開催、(株)フジテレビジョンとの提携による「めざましマガジンぐるなび」サイトのスタート、東日本旅客鉄道(株)とSuica電子マネー事業推進に関する提携等に取り組ましました。

以上の結果、当中間会計期間の売上高は前年同期比1,404百万円増加（59.7%増）して3,759百万円となり、経常利益は前年同期比97百万円増加（36.7%増）して364百万円、中間純利益は前年同期比48百万円増加（34.7%増）して187百万円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、売上債権の増加、法人税等の支払、敷金・保証金の差入による支出、ソフトウェアの取得による支出等により資金の減少があったものの、株式の発行による収入が4,061百万円と大きく発生したことおよび税引前中間純利益が346百万円（前年同期比34.2%増）となったこと等により、前中間会計期間末に比べて3,665百万円増加（946.0%増）し、当中間会計期間末には4,053百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において営業活動によって使用した資金は、111百万円（前年同期は78百万円の獲得）となりました。これは、売上増加に伴う売上債権の増加額145百万円（前年同期比105.6%増）、未収入金の増加額65百万円（前年同期比583.5%）および法人税等の支払額270百万円等（前年同期比46.6%増）等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において投資活動の結果使用した資金は、609百万円（前年同期比105.5%増）となりました。これは、サービス内容の向上を目的としたソフトウェアの取得による支出335百万円（前年同期比346.5%増）、本社増床及び地方営業所の新設・移転に伴う敷金・保証金の差入による支出98百万円（前年同期比3.6%増）、事業拡大に伴う建物附属設備、工具器具備品等の有形固定資産の取得による支出147百万円（前年同期比217.8%増）等があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において財務活動によって得られた資金は4,061百万円（前年同期は財務活動によるキャッシュ・フローはありませんでした）となりました。これは、株式の発行によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、飲食店情報検索サイト事業を主たる事業として行っており、生産に該当する事項はありません。

(2) 受注状況

当社の主たる業務である飲食店情報検索サイト事業は、提供するサービスの性格上、受注の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門	サービス	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前年同期比 (%)
		金額(千円)	
基盤事業	販促パックサービス	2,515,394	217.0
	継続型サービス	910,222	119.5
	スポット型サービス	195,991	59.3
	プロモーション	65,622	235.5
	小計	3,687,230	161.8
関連事業		72,183	95.4
合計		3,759,414	159.7

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

5【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数（株）
普通株式	920,000

(注) 平成17年5月25日開催の取締役会決議により、平成17年8月19日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、会社が発行する株式の総数は736,000株増加し、920,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数 (株) (平成17年9月30日)	提出日現在発行数（株） (平成17年12月20日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	257,615	257,900	大阪証券取引所ヘラクレス	—
計	257,615	257,900	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成17年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権（旧商法に基づき発行された新株引受権を含む）の権利行使により発行されたものは含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権（ストックオプション）に関する事項は次のとおりです。
平成13年9月28日臨時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	305(注3,6)	260(注3,6)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	6,100,000(注3,4)	5,200,000(注3,4)
新株予約権の行使期間	平成15年10月1日から 平成19年9月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000 (注6)	同左
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注5)	同左

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、本件新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的たる株式の数は、分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されるものとします。

2. 当社が株式分割及び時価を下回る価格で新株を発行（転換社債の転換、新株予約権付社債の新株予約権の行使及び取締役又は使用人に付与した新株予約権行使の場合を含まない。）するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額（総額）は、臨時株主総会決議における新株発行予定数及び行使予定払込金額から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び払込金額を減じております。

4. 新株予約権の行使時の払込金額は、総額を記載しております。

5. 当該ストックオプションに係る行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権は相続することができない。

(2) 付与対象者が退任若しくは退職した場合、新株予約権は消滅する。

(3) 新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができない。

(4) 当社の本件新株予約権の目的である株式にかかる株券が上場若しくは店頭登録が行われる日までは、新株予約権を行使できない。

(5) その他の細目については当社と対象取締役及び従業員との間で締結した「新株引受権付与契約書」に定められております。

6. 平成16年8月6日開催の取締役会決議に基づき平成16年9月22日付をもって普通株式1株を8株に株式分割しております。また、平成17年5月25日開催の取締役会決議に基づき平成17年8月19日付をもって普通株式1株を5株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成15年6月25日定時株主総会決議および平成15年8月29日取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	38(注3)	33(注3)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,520(注3,7)	1,320(注3,7)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34,200,000(注5)	29,700,000(注5)
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日から 平成21年6月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 22,500 資本組入額 11,250 (注7)	同左
新株予約権の行使の条件	(注6)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注6)	同左

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、本件新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的たる株式の数は、分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されるものとします。

2. 当社が時価を下回る価格で新株を発行(新株予約権の行使、旧商法に基づき付与されたストックオプションによる新株予約権の行使および転換社債の転換の場合を含まない。)する場合また自己株式を処分する場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 平成15年6月25日定時株主総会において新株予約権の総数は80個を上限とし、新株予約権の目的となる株式の数については、80株を上限とすることを決議しております。平成15年8月29日取締役会において、新株予約権61個、新株予約権の目的となる株式61株の発行を決議しております。

4. 新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額(総額)は、定時株主総会決議および取締役会決議における新株発行予定数及び行使予定払込金額から、退職等の理由により権利行使の条件が充足されないために権利の消却が行われた者の新株予約権の数及び払込金額を減じております。

5. 新株予約権の行使時の払込金額は、総額を記載しております。

6. 当該ストップオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次の通りであります。

(1) 新株予約権者が、その割当の時点において、当社の取締役、従業員または監査役であった場合には、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、従業員または監査役いずれかの地位を保有していること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要する。ただし、当社または当社の子会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合など取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は喪失するものとする。

(3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分をすることができない。

(4) 新株予約権者は、当社の普通株式にかかる株券が上場もしくは店頭登録が行われるまでは、新株予約権を行使することができない。

(5) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

7. 平成16年8月6日開催の取締役会決議に基づき平成16年9月22日付をもって普通株式1株を8株に株式分割しております。また、平成17年5月25日開催の取締役会決議に基づき平成17年8月19日付をもって普通株式1株を5株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

平成15年6月25日定時株主総会決議および平成16年3月31日取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	10(注3)	9(注3)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	400(注3,6)	360(注3,6)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	9,000,000(注4)	8,100,000(注4)
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日から 平成21年6月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 22,500 資本組入額 11,250 (注6)	同左
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注5)	同左

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、本件新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的たる株式の数は、分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されるものとします。

2. 当社が時価を下回る価格で新株を発行(新株予約権の行使、旧商法に基づき付与されたストックオプションによる新株予約権の行使および転換社債の転換の場合を含まない。)する場合また自己株式を処分する場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

3. 平成15年6月25日定時株主総会において新株予約権の総数は80個を上限とし、新株予約権の目的となる株式の数については80株を上限とすることを決議しております。また、平成16年3月31日取締役会において、新株予約権19個、新株予約権の目的となる株式19株の発行を決議しております。

4. 新株予約権の行使時の払込金額は、総額を記載しております。

5. 当該ストップオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次の通りであります。

(1) 新株予約権者が、その割当の時点において、当社の取締役、従業員または監査役であった場合には、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、従業員または監査役いずれかの地位を保有していること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要する。ただし、当社または当社の子会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合など取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は喪失するものとする。

(3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分をすることができない。

(4) 新株予約権者は、当社の普通株式にかかる株券が上場もしくは店頭登録が行われるまでは、新株予約権を行使することができない。

(5) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

6. 平成16年8月6日開催の取締役会決議に基づき平成16年9月22日付をもって普通株式1株を8株に株式分割しております。また、平成17年5月25日開催の取締役会決議に基づき平成17年8月19日付をもって普通株式1株を5株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

平成17年6月29日定時株主総会決議および平成17年11月25日取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	—	244
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	1,220(注6,7)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	451,400,000(注5)
新株予約権の行使期間	—	平成19年7月1日から 平成23年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 370,000 資本組入額 185,000 (注7)
新株予約権の行使の条件	—	(注6)
新株予約権の譲渡に関する事項	—	(注6)

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、本件新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的たる株式の数は、分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されるものとします。

2. 当社が時価を下回る価格で新株を発行(新株予約権の行使、旧商法に基づき付与されたストックオプションによる新株予約権の行使および転換社債の転換の場合を含まない。)する場合また自己株式を処分する場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 平成17年6月29日定時株主総会において新株予約権の総数は320個を上限とし、新株予約権の目的となる株式の数については320株を上限とすることを決議しております。
4. 平成17年11月25日取締役会において、新株予約権244個、新株予約権の目的となる株式1,220株の発行を決議しております。
5. 新株予約権の行使時の払込金額は、総額を記載しております。
6. 当該ストップオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次の通りであります。
- (1) 新株予約権者が、その割当の時点において、当社の取締役、従業員または監査役であった場合には、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、従業員または監査役いずれかの地位を保有していること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要する。ただし、当社または当社の子会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合など取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は喪失するものとする。
- (3) その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
7. 平成17年5月25日開催の取締役会決議に基づき平成17年8月19日付をもって普通株式1株を5株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成17年4月24日 (注) 1	4,800	50,960	1,632,000	2,280,000	2,385,600	2,830,480
平成17年8月19日 (注) 2	203,840	254,800	—	2,280,000	—	2,830,480
平成17年4月1日～ 平成17年9月30日 (注) 3	2,815	257,615	29,650	2,309,650	29,650	2,860,130

(注) 1. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）

発行価格 900,000円

発行価額 680,000円

資本組入額 340,000円

払込金総額 4,017,600千円

2. 株式分割（1：5）によるものであります。

3. 新株予約権（旧商法に基づき発行された新株引受権を含む）の行使によるものであります。

4. 平成17年10月1日から平成17年11月30日までの間に、新株予約権（旧商法に基づき発行された新株引受権を含む）の行使により、発行済株式総数が285株、資本金および資本準備金がそれぞれ3,150千円増加しております。

(4) 【大株主の状況】

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社NKBホールディングス	東京都千代田区丸の内3-4-1	65,620	25.47
滝 久雄	東京都大田区田園調布2-49-8	50,520	19.61
株式会社フジトラベルセンター	東京都大田区田園調布2-49-8	23,560	9.15
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2-4-6	2,772	1.08
小田急電鉄株式会社	東京都渋谷区代々木2-28-12	2,080	0.81
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1-1-2	2,000	0.78
株式会社日本レストランエンタプライズ	東京都港区高輪2-19-1	2,000	0.78
ボーダフォン株式会社	東京都港区愛宕2-5-1	2,000	0.78
東京急行電鉄株式会社	東京都渋谷区南平台町5-6	2,000	0.78
京浜急行電鉄株式会社	東京都港区高輪2-20-2	2,000	0.78
サントリー株式会社	大阪府大阪市北区堂島浜2-1-40	2,000	0.78
加藤義和株式会社	香川県観音寺市坂本町5-18-37	2,000	0.78
エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社	東京都千代田区大手町2-4-5	2,000	0.78
加藤義和株式会社	香川県観音寺市坂本町5-18-37	2,000	0.78
計	—	160,552	62.32

(注) 主要株主である株式会社エヌケービーは、持株会社体制への移行に伴い、平成17年9月30日に株式会社NKBホールディングスに商号変更しております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成17年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 257,615	257,615	—
端株	—	—	—
発行済株式総数	257,615	—	—
総株主の議決権	—	257,615	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が12株含まれております。また、「議決権の数」欄には同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数12個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成17年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成17年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高 (円)	3,150,000	3,980,000	2,680,000 □696,000	606,000	522,000	423,000
最低 (円)	2,030,000	2,340,000	2,200,000 □578,000	513,000	386,000	266,000

- (注) 1. 最高・最低株価は、大阪証券取引所へラクレスにおけるものであります。
2. 平成17年4月25日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。
3. □印は、株式分割権利落後の株価を示しております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

当中間会計期間において、該当事項はありません。

(2) 退任役員

当中間会計期間において、該当事項はありません。

(3) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
常務取締役	管理本部長 兼 管理部門長 兼 総務部門長	常務取締役	管理部門長	倉沢 仁	平成17年7月20日
常務取締役	管理本部長 兼 総務部門長	常務取締役	管理本部長 兼 管理部門長 兼 総務部門長	倉沢 仁	平成17年10月25日

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	管理本部 I R 室長	取締役	総務部門長	中園 利宏	平成17年7月20日

第5【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

ただし、前中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日内閣府令第5号）附則第3項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）及び当中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の中間財務諸表について、あずさ監査法人による中間監査を受けております。

なお、前中間会計期間に係る中間監査報告書は、平成17年3月25日提出の有価証券届出書に添付されたものによっております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は中間会計期間末において子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間会計期間末 (平成17年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		587,488		4,253,076		912,812	
2. 受取手形		2,389		1,450		3,899	
3. 売掛金		664,458		1,079,080		931,055	
4. たな卸資産		5,997		7,912		7,120	
5. 未収入金		159,239		272,510		207,238	
6. その他		83,046		142,616		108,725	
貸倒引当金		△76,703		△148,297		△105,302	
流動資産合計		1,425,916	73.2	5,608,348	81.7	2,065,549	75.5
II 固定資産							
1. 有形固定資産	※1	89,449		253,788		126,510	
2. 無形固定資産							
(1) ソフトウェア		146,914		499,116		227,395	
(2) その他		72,654		130,330		72,006	
無形固定資産合計		219,569		629,447		299,401	
3. 投資その他の資産							
(1) 敷金・保証金		202,427		330,606		234,910	
(2) その他		10,540		41,684		8,883	
投資その他の資産合計		212,967		372,290		243,794	
固定資産合計		521,986	26.8	1,255,526	18.3	669,706	24.5
資産合計		1,947,902	100.0	6,863,875	100.0	2,735,256	100.0
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 買掛金		31,209		32,196		36,813	
2. 未払金		226,841		414,331		404,354	
3. 未払法人税等		88,226		171,430		278,343	
4. 前受金		277,683		288,399		292,133	
5. その他	※2	32,694		47,055		76,760	
流動負債合計		656,656	33.7	953,413	13.9	1,088,405	39.8
II 固定負債		5,746	0.3	2,215	0.0	3,493	0.1
負債合計		662,402	34.0	955,629	13.9	1,091,899	39.9

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間会計期間末 (平成17年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資本の部)							
I 資本金			648,000 33.3		2,309,650 33.6		648,000 23.7
II 資本剰余金							
資本準備金		444,880		2,860,130		444,880	
資本剰余金合計		444,880	22.8	2,860,130	41.7	444,880	16.3
III 利益剰余金							
中間(当期)未処分利益		192,619		738,465		550,476	
利益剰余金合計		192,619	9.9	738,465	10.8	550,476	20.1
資本合計		1,285,500	66.0	5,908,246	86.1	1,643,357	60.1
負債資本合計		1,947,902	100.0	6,863,875	100.0	2,735,256	100.0

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)				
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)			
I 売上高			2,354,779	100.0		3,759,414	100.0		5,597,837	100.0
II 売上原価			435,349	18.5		699,395	18.6		993,766	17.8
売上総利益			1,919,430	81.5		3,060,018	81.4		4,604,071	82.2
III 販売費及び一般管理費			1,653,229	70.2		2,661,218	70.8		3,690,147	65.9
営業利益			266,200	11.3		398,800	10.6		913,923	16.3
IV 営業外収益	※1		165	0.0		1,233	0.1		190	0.0
V 営業外費用	※2		18	0.0		35,852	1.0		24,110	0.4
経常利益			266,347	11.3		364,180	9.7		890,003	15.9
VI 特別損失	※3		7,883	0.3		17,242	0.5		9,996	0.2
税引前中間(当期)純利益			258,464	11.0		346,938	9.2		880,007	15.7
法人税、住民税及び事業税		82,649			162,560			356,599		
法人税等調整額		36,208	118,857	5.1	△3,611	158,949	4.2	25,946	382,545	6.8
中間(当期)純利益			139,606	5.9		187,989	5.0		497,462	8.9
前期繰越利益			53,013			550,476			53,013	
中間(当期)未処分利益			192,619			738,465			550,476	

③【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度の要約キャッ シュ・フロー計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッ シュ・フロー				
税引前中間 (当期) 純利益		258,464	346,938	880,007
減価償却費		38,322	88,015	91,396
売上債権の増減額		△70,821	△145,576	△338,928
たな卸資産の増減額		△2,138	△791	△3,261
未収入金の増減額		△9,549	△65,272	△57,549
仕入債務の増減額		14,003	△4,617	19,607
前受金の増減額		14,643	△3,734	29,093
未払金の増減額		42,248	△69,701	185,180
その他		△22,433	13,583	63,242
小計		262,739	158,843	868,789
利息及び配当金の受取額		23	35	36
法人税等の支払額		△184,697	△270,676	△277,038
営業活動によるキャッ シュ・フロー		78,065	△111,796	591,788
II 投資活動によるキャッ シュ・フロー				
有形固定資産の取得によ る支出		△46,460	△147,640	△96,435
ソフトウェアの取得によ る支出		△75,220	△335,821	△171,103
営業譲受に伴う支出	※2	△76,000	—	△76,000
敷金・保証金の返還によ る収入		1,050	1,435	6,677
敷金・保証金の差入によ る支出		△95,320	△98,766	△139,699
その他		△4,520	△28,380	△8,310
投資活動によるキャッ シュ・フロー		△296,471	△609,174	△484,871
III 財務活動によるキャッ シュ・フロー				
株式の発行による収入		—	4,061,235	—
財務活動によるキャッ シュ・フロー		—	4,061,235	—
IV 現金及び現金同等物の増 減額		△218,406	3,340,263	106,917
V 現金及び現金同等物の期 首残高		605,894	712,812	605,894
VI 現金及び現金同等物の中 間期末 (期末) 残高	※1	387,488	4,053,076	712,812

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) たな卸資産 仕掛品 移動平均法による原価法	(1) たな卸資産 仕掛品 同左	(1) たな卸資産 仕掛品 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8年～15年 工具器具備品 4年～10年 (2) 無形固定資産 営業権は商法の規定する最長期間（5年）にて每期均等償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。 (3) 長期前払費用 均等償却によっております。	(1) 有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3年～15年 工具器具備品 3年～10年 (2) 無形固定資産 同左 (3) 長期前払費用 同左	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左 (3) 長期前払費用 同左
3. 繰延資産の処理方法	—	新株発行費 発生時に全額費用として処理しております。	新株発行費 同左
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左	(1) 貸倒引当金 同左
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
6. 中間キャッシュ・フロー計算書（キャッシュ・フロー計算書）における資金の範囲	資金の範囲に含めた現金及び現金同等物は手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。	同左	同左
7. その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。	

追加情報

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
(法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示方法) 実務対応報告第12号「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会 平成16年2月13日)が公表されたことに伴い、当中間会計期間から同実務対応報告に基づき、法人事業税の付加価値割及び資本割5,581千円を販売費及び一般管理費として処理しております。		(法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示方法) 実務対応報告第12号「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会 平成16年2月13日)が公表されたことに伴い、当期から同実務対応報告に基づき、法人事業税の付加価値割及び資本割14,099千円を販売費及び一般管理費として処理しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 33,423千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 85,367千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 54,722千円
※2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	※2 消費税等の取扱い 同左	※2

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)				当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)				前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
工具器具備品(有形固定資産を含む)	133,789	74,619	59,169	建物(有形固定資産を含む)	254	38	216	建物(有形固定資産を含む)	254	12	241
ソフトウェア	422,587	197,331	225,256	工具器具備品(有形固定資産を含む)	234,863	95,930	138,933	工具器具備品(有形固定資産を含む)	201,568	86,298	115,269
合計	556,377	271,951	284,425	ソフトウェア	616,398	293,651	322,747	ソフトウェア	566,032	232,629	333,402
				合計	851,516	389,619	461,896	合計	767,854	318,941	448,913
2. 未経過リース料中間期末残高相当額				2. 未経過リース料中間期末残高相当額				2. 未経過リース料期末残高相当額			
				1年内				1年内			
				1年超				1年超			
				合計				合計			
				1年内	110,133千円			1年内	150,553千円		
				1年超	181,522千円			1年超	305,329千円		
				合計	291,656千円			合計	455,883千円		
3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
				支払リース料				支払リース料			
				減価償却費相当額				減価償却費相当額			
				支払利息相当額				支払利息相当額			
				支払リース料	62,955千円			支払リース料	138,326千円		
				減価償却費相当額	59,415千円			減価償却費相当額	130,683千円		
				支払利息相当額	3,524千円			支払利息相当額	7,708千円		
4. 減価償却費相当額の算定方法				4. 減価償却費相当額の算定方法				4. 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				同左				同左			
5. 利息相当額の算定方法				5. 利息相当額の算定方法				5. 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				同左				同左			

(有価証券関係)

前中間会計期間末 (平成16年9月30日現在)

当社は、有価証券を全く保有しておりませんので、該当事項はありません。

当中間会計期間末 (平成17年9月30日現在)

当社は、有価証券を全く保有しておりませんので、該当事項はありません。

前事業年度末 (平成17年3月31日現在)

当社は、有価証券を全く保有しておりませんので、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間 (自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当中間会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

前事業年度 (自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

前中間会計期間 (自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)

該当事項はありません。

前事業年度 (自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)						
<p>1株当たり純資産額 27,848.80円 1株当たり中間純利益 金額 3,024.39円</p> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていないため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。</p> <p>平成16年9月22日付けで普通株式1株を8株とする株式分割を実施しております。</p> <p>1株当たり中間純利益金額は、株式分割が期首に行われたものとして計算しております。当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度の1株当たり情報については、以下のとおりであります。</p> <p>1株当たり純資産額 24,824.40円 1株当たり当期純利益 金額 6,470.18円</p>	<p>1株当たり純資産額 22,934.40円 1株当たり中間純利益 金額 743.20円 潜在株式調整後1株当 たり中間純利益金額 732.41円</p> <p>平成17年8月19日付けで普通株式1株を5株とする株式分割を実施しております。</p> <p>1株当たり中間純利益金額は、株式分割が期首に行われたものとして計算しております。当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報については、それぞれ以下のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="592 749 994 934"> <thead> <tr> <th>前中間会計期間</th> <th>前事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額 5,569.76円</td> <td>1株当たり純資産額 7,120.26円</td> </tr> <tr> <td>1株当たり中間利益 益金額 604.88円</td> <td>1株当たり当期純利 益金額 2,155.38円</td> </tr> </tbody> </table> <p>潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、前中間会計期間及び前事業年度においては、当社は非上場であるため記載しておりません。</p>	前中間会計期間	前事業年度	1株当たり純資産額 5,569.76円	1株当たり純資産額 7,120.26円	1株当たり中間利益 益金額 604.88円	1株当たり当期純利 益金額 2,155.38円	<p>1株当たり純資産額 35,601.32円 1株当たり当期純利益 金額 10,776.92円</p> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。</p> <p>平成16年9月22日付けで普通株式1株を8株とする株式分割を実施しております。</p> <p>1株当たり当期純利益金額は、株式分割が期首に行われたものとして計算しております。当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度の1株当たり情報については、以下のとおりであります。</p> <p>1株当たり純資産額 24,824.40円 1株当たり当期純利 益金額 6,470.18円</p>
前中間会計期間	前事業年度							
1株当たり純資産額 5,569.76円	1株当たり純資産額 7,120.26円							
1株当たり中間利益 益金額 604.88円	1株当たり当期純利 益金額 2,155.38円							

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(千円)	139,606	187,989	497,462
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益(千円)	139,606	187,989	497,462
期中平均株式数(株)	46,160	252,945	46,160
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額(千円)	—	—	—
普通株式増加数	—	3,726	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株引受権1種類(新株引受権の目的となる株式の数384株)及び新株予約権2種類(新株予約権の数80個) なお、概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	—	新株引受権1種類(新株引受権の目的となる株式の数384株)及び新株予約権1種類(新株予約権の数80個) なお、概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>(子会社の設立)</p> <p>平成17年10月25日開催の取締役会において子会社設立を決議し、平成17年11月2日に当該子会社を設立いたしました。子会社設立の目的および子会社の概要は以下のとおりです。</p> <p>1. 目的</p> <p>当該子会社では当社サービスを積極的に販促ツールとしてご利用している販促正会員の飲食店舗を同社スタッフが巡回し、当社商品、サービスの案内・申込み取次業務や情報提供・情報収集を行います。</p> <p>2. 子会社の概要</p> <p>(1) 商号 株式会社ぐるなびプロモーションコミュニティ</p> <p>(2) 代表者 久保 征一郎</p> <p>(3) 所在地 東京都千代田区</p> <p>(4) 設立日 平成17年11月2日</p> <p>(5) 主な事業内容 飲食店への巡回を通じた情報提供・情報収集業務、(株)ぐるなびの商品およびサービスの案内・申込み取次業務、セールスプロモーション事業等</p> <p>(6) 資本の額 230,000千円</p> <p>(7) 議決権比率 100%</p> <p>(子会社株式の取得および第三者割当増資の引受け)</p> <p>平成17年10月25日開催の取締役会においてジョイジョイ株式会社の株式取得および同社の第三者割当増資引受けを決議し、平成17年10月25日に同社株式を取得し子会社化いたしました。子会社取得の概要及び第三者割当増資の概要は以下のとおりです。</p> <p>1. 子会社化の目的</p> <p>当社は関連事業の強化を目的として、当社のその他の関係会社、株式会社NK Bホールディングスの子会社であり、結婚式場等の総合情報サイト「JOY JOYウェディング」を運営</p>	<p>(公募新株式の発行)</p> <p>平成17年3月25日及び平成17年4月7日に開催の取締役会において、下記のとおり新株式の発行を決議し、平成17年4月24日に払込が完了いたしました。この結果、平成17年4月24日付で資本金は2,280,000千円、発行済株式総数は50,960株となっております。</p> <p>(1) 募集方法 ブックビルディング方式による一般募集</p> <p>(2) 発行した株式の種類及び数 普通株式 4,800株</p> <p>(3) 発行価格 1株につき 900,000円</p> <p>(4) 引受価額 1株につき 837,000円 この価額は、引受人より1株当たりの新株式申込金として受取った金額であります。なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。</p> <p>(5) 発行価額 1株につき 680,000円</p> <p>(6) 資本組入額 1株につき 340,000円</p> <p>(7) 発行価額の総額 3,264,000千円</p> <p>(8) 払込金額の総額 4,017,600千円</p> <p>(9) 資本組入額の総額 1,632,000千円</p> <p>(10) 払込期日 平成17年4月24日</p> <p>(11) 配当起算日 平成17年4月1日</p> <p>(12) 資金の使途 設備投資、増加運転資金等</p> <p>(株式分割)</p> <p>平成17年5月25日開催の取締役会において、株式の分割に関し、下記のとおり決議いたしました。</p> <p>1. 平成17年8月19日付けをもって、普通株式1株につき5株に分割いたします。</p> <p>(1) 分割により増加する株式数 普通株式 203,840株</p> <p>(2) 分割の方法</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>						
	<p>するジョイジョイ株式会社を子会社化してウェディング事業へ本格的に算入することにいたしました。</p> <p>2. 株式取得の内容</p> <p>(1) 取得年月日 平成17年10月25日</p> <p>(2) 取得先 株式会社NKBホールディングス</p> <p>(3) 取得価額 20,000千円</p> <p>(4) 取得株式数 800株</p> <p>3. 第三者割当増資の内容</p> <p>(1) ジョイジョイ株式会社が行なう新株発行の内容</p> <p>発行新株式数 普通株式 5,000株</p> <p>発行価額 1株につき金25,000円</p> <p>発行価額のうち資本に組入れない額 1株につき金12,500円</p> <p>払込期日 平成17年11月11日</p> <p>(2) 当社が引受ける内容</p> <p>引受株式数 普通株式 4,900株</p> <p>引受価格 1株につき 金25,000円</p> <p>引受総額 122,500千円</p> <p>4. 子会社の概要 (増資後)</p> <p>(1) 商号 ジョイジョイ株式会社</p> <p>(2) 代表者 久保 征一郎</p> <p>(3) 所在地 東京都千代田区</p> <p>(4) 設立日 平成14年10月8日</p> <p>(5) 主な事業内容 結婚式場等の総合情報サイト運営事業等</p> <p>(6) 資本の額 112,500千円</p> <p>(7) 議決権比率 95%</p>	<p>平成17年6月30日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主の所有株式を1株につき5株の割合をもって分割いたします。</p> <p>2. 配当起算日 平成17年4月1日</p> <p>当該株式分割及び平成16年9月22日付けの株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報及び当期首に行われたと仮定した場合の当事業年度における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりとなります。</p> <table border="1" data-bbox="1023 663 1437 816"> <thead> <tr> <th>前事業年度</th> <th>当事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額 4,964.88円</td> <td>1株当たり純資産額 7,120.26円</td> </tr> <tr> <td>1株当たり当期純利益 1,294.04円</td> <td>1株当たり当期純利益 2,155.38円</td> </tr> </tbody> </table> <p>潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、前事業年度及び当事業年度においては、当社は非上場であるため記載しておりません。</p>	前事業年度	当事業年度	1株当たり純資産額 4,964.88円	1株当たり純資産額 7,120.26円	1株当たり当期純利益 1,294.04円	1株当たり当期純利益 2,155.38円
前事業年度	当事業年度							
1株当たり純資産額 4,964.88円	1株当たり純資産額 7,120.26円							
1株当たり当期純利益 1,294.04円	1株当たり当期純利益 2,155.38円							

<p>前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>
	<p>(海外子会社の設立)</p> <p>平成17年8月25日開催の取締役会において中華人民共和国上海市での会社設立を決議し、平成17年11月8日に当該子会社を設立いたしました。子会社設立の目的および子会社の概要は以下のとおりです。</p> <p>1. 目的</p> <p>近年、インターネットの普及が著しい上海において、当社が日本において培ったインターネットを活用した飲食店のPR及び販売促進支援等のサービスを提供してまいります。</p> <p>2. 子会社の概要</p> <p>(1) 商号</p> <p>ぐるなび(上海)情報コンサルティング有限公司</p> <p>英文名</p> <p>GOURMET NAVIGATOR (SHANGHAI) INC.</p> <p>(2) 代表者</p> <p>菊池 俊彦(当社取締役)</p> <p>(3) 所在地</p> <p>中華人民共和国上海市</p> <p>(4) 設立日</p> <p>平成17年11月8日</p> <p>(5) 主な事業内容</p> <p>上海におけるインターネットを活用した飲食店のPR及び販促活動支援事業</p> <p>(6) 登録資本の額</p> <p>150,000千円</p> <p>(7) 議決権比率</p> <p>60%</p>	

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
	<p>(新株予約権の発行)</p> <p>平成17年11月25日開催の取締役会において、商法第280条ノ20乃至第280条ノ21及び平成17年 6月29日開催の第16回定時株主総会決議に基づき発行する新株予約権の具体的な内容を下記のとおり決議し、発行いたしました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の発行日 平成17年11月25日 2. 新株予約権の発行数 244個 3. 新株予約権の発行価格 無償 4. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 当社普通株式 1,220株 5. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額 1個につき 1,850,000円 1株につき 370,000円 6. 新株予約権の行使により発行する当社普通株式の発行価額の総額 451,400千円 7. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、当該株式の発行価額中資本に組入れない額 1株当たりの発行価額370,000円に0.5を乗じた金額（1円未満の額は1円単位に切捨て） 8. 新株予約権の割当対象者 当社取締役及び従業員合計40名 9. 新株予約権の権利行使期間 平成19年 7月 1日から平成23年 6月30日 	

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書の訂正届出書

平成17年4月7日及び平成17年4月14日関東財務局長に提出。

平成17年3月25日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(2) 臨時報告書

平成17年4月25日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

平成17年11月28日関東財務局長に提出。

証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

(3) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第16期）（自平成16年4月1日 至 平成17年3月31日）平成17年6月29日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年 3月17日

株式会社ぐるなび

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小田 哲生 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 筆野 力 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ぐるなびの平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ぐるなびの平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が中間財務諸表に添付する形で別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月20日

株式会社ぐるなび

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小田 哲生 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 筆野 力 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ぐるなびの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ぐるなびの平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が中間財務諸表に添付する形で別途保管しております。